

令和8年3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年3月10日(火) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均  
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子  
館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 野々村 貢  
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範  
山中 敏彰

欠席委員

林 明

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博  
栞原 修司 ・ 小林 英彦 ・ 酒井 秀男 ・ 高橋 正男  
田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 野水 千尋 ・ 平手 金治  
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典  
森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖 ・ 山口 温朗

事務局

事務局長	三嶋 克之	主幹	小栗健一郎
副主幹	佐藤 智香	主査	佐々木宗弘
副主査	岡田 崇正	主任主事	桂川 裕貴
主任主事	高井菜々子	主事	藤野 元志
主事	可児 匠		

関係者

経済部農林課主幹	稲川 剛史
経済部農林課副主査	水口 佳祐
経済部農林課主事	葛西 瑤紀

議 事

- |          |  |
|----------|--|
| 議案第 8 号  | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について                                 |
| 議案第 9 号  | 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について                             |
| 議案第 10 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について                             |
| 議案第 11 号 | 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について |
| 議案第 12 号 | 岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について                                     |
| 議案第 13 号 | 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について                                      |
| 報告第 7 号  | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について                                 |
| 報告第 8 号  | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について                       |
| 報告第 9 号  | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について                       |
| 報告第 10 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の報告について                                   |

議長

それでは、令和8年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号9番、林安廣委員、議席番号10番、山中敏彰委員の両委員よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第8号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転15件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第8号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

議案その1の2ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

2番、三里地区の申請は、農業経営の安定を図るための所有権移転です。

3番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では野菜を栽培するものです。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地では水稻を栽培するものです。

3ページをお願いします。

5番、及び6番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番、木田地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

佐々木主査

4 ページをお願いします。

9 番、黒野地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
申請地では野菜を栽培するものです。

10 番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

11 番及び 12 番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5 ページをお願いします。

13 番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

14 番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

15 番、柳津地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。  
申請地では、野菜を栽培するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 8 号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、1 番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

1 番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。

2 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻及び野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 番、三里地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

2 番の申請は、農業経営の安定を図るため、共有者から受人へ田を譲り渡すものです。

2 月 26 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、3番から7番、南長森・北長森地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
4番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
いずれの受人も、地元の取り決めなどを十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議 長

続きまして、8番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

8番の申請は、農業経営を拡大するため、譲受人へ田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、9番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
3月2日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の家族と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、10番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、11番及び12番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

11番及び12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人の代理人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分理解されておりますので、許可は問題ないと考えています。

議長

ありがとうございました。

続きまして、13番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

13番の申請は、農業経営を拡大するため、譲受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、14番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

2月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の父と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、富有柿を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議 長

続きまして、15番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

15番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

2月26日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と受人家族と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第8号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第8号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第9号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第9号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

7ページの総括表をご覧ください。

今回は、4件、2,071平方メートルです。

8ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、貸駐車場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

佐々木主査

第2種農地であります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を提供することによっても当該申請に係る事業の目的を達成することができないため、許可し得るものです。

2番、厚見地区の申請は、自己用資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

3番、厚見地区の申請は、自己用資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

4番、厚見地区の申請は、自己用資材置場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第9号について事務局から説明がありました。  
議案第9号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第9号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第10号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転3件、賃貸借権の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第10号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転または貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は、5件、4,471平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番、北長森地区の申請は、所有権移転により、製造業駐車場に転用するものです。

申請地は、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に、市役所の支所があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、75ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、黒野小学校から南東へ800mほど離れた農地です。

3番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

12ページをお願いします。

4番、黒野地区の申請は、賃貸借により、建設業現場事務所、資機材置場及び駐車場に一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

5番、合渡地区の申請は、賃貸借により、店舗用駐車場及び苗場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、76ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜西中学校から南へ800mほど離れた農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 10 号について事務局から説明がありました。  
2 番、黒野地区及び、5 番合渡地区の申請については、現地調査を行いました。  
それでは、2 番、黒野地区は、野々村委員、お願いします。

野々村委員

2 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。  
3 月 2 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。  
立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、5 番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

5 番の申請は、店舗用駐車場および苗場として転用するものです。  
申請地付近の農地、水路に影響がない農地であり、また、工事による周辺農地への影響もないよう確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第 10 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 10 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 11 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、  
今回の出願は 1 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 11 号について説明いたします。  
13 ページをお願いします。  
今回は、1 件提出されており、明細は 14 ページの表のとおりです。  
特例適用農地面積は、合計 3,042 平方メートルとなっております。

佐々木主査

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 11 号について、事務局から説明がありました。  
議案第 11 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 11 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 12 号、岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和 8 年 3 月 2 日付け岐阜市経農第 1530 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。  
関係部局の説明を求めます。

水口副主査

議案第 12 号の内容を説明いたします。

今回は、1 件の農用地区域からの除外の申出です。

17 頁をご覧ください。

農用地区域からの除外で田 1 筆 998.5 平方メートルとなります。

18 頁をご覧ください。

農用地区域から除外の申出があった 1 件の詳細を記載しておりますので、ご覧ください。

整理番号 1 については方県地区の眼科医院を除外理由とした申出です。

20 頁に位置図をつけておりますのでご覧ください。

なお、19 頁の(3)市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました 1 件は、農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 12 号について関係部局から説明がありました。  
議案第 12 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 12 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

続きまして、議案第 13 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について、令和 8 年 3 月 4 日付け、岐阜市経農第 1583 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

稲川主幹

それでは、議案第 13 号について説明いたします。

21 ページをご覧ください。

今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が 14 件、使用貸借が 1,224 件あります。

すでに貸し手から中間管理機構に貸し付けられている農地において、受け手を変更する賃貸借の件数は 6 件、受け手を変更する使用貸借の件数は 53 件、新たに受け手を設定する賃貸借の件数は 2 件、新たに受け手を設定する使用貸借の件数は 2 件あります。

各設定内容の詳細については、22 ページから 74 ページに記載してあります。

説明は、以上です。

議長

ただいま、議案第 13 号について関係部局から説明がありました。  
議案第 13 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。  
議案第 13 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 7 号から第 10 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第7号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

議案その2の2ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、39件、合計49,282.80平方メートルです。

続きまして、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

4ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、6件、合計4,424.00平方メートルです。

明細は、5ページから6ページです。

続きまして、報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

8ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、51件、合計44,754.83平方メートルです。

明細は、9ページから24ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和8年2月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

続きまして、報告第10号農地法第3条第1項の規定による許可の報告について説明いたします。

25ページをお願いします。

本件は、令和7年10月10日第10回岐阜市農業委員会総会において買受適格者であることの承認を受け、買受適格証明書の交付を受けた出願者が、令和7年11月25日に名古屋国税局において当該地を落札し、買受人となり、令和7年11月27日に農地法第3条第1項の規定による許可申請を提出したため、事務局において申請内容を確認したところ、証明書の交付時と同じ内容でしたので、令和8年2月25日付けで許可し、買受人に許可書を交付しましたので、報告いたします。

なお、明細は、26ページの表のとおりです。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言もないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 31 分閉会を宣す。